

2025年9月19日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」の一部改正について

日本銀行は、令和7年9月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」（令和元年12月19日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 太田・森島（03-3277-2877）

「指数連動型上場投資信託受益権の貸付けに関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この特則は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」
(平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙
10.の別紙)の一部変更に関する日本銀行法(平成9年法律第89
号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく
財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可
を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施する。
2. 令和7年9月22日以降、この特則に基づく貸付け(同年9月19日
までに貸付けにかかる入札の応募を受け付けたものを除く)を行わない
こととする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。